

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への位置づけ変更で変わること

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への位置づけ変更について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から「5類感染症」に変更されることが予定されています。

それに伴って変わることについて、主なものをご案内します。

- ・ 「5類感染症」への位置づけ変更で変わること (主なもの)
- ・ 「5類感染症」への位置づけ変更後の感染防止対策

「5類感染症」への位置づけ変更で変わること (主なもの)

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行で変わること		新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行で変わること		新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行で変わること	
1 感染防止対策	▶ 県から一律に感染防止対策を求めません ・ 個人の判断による自主的な対策の実施 ※「三重県指針」や「イベントの関係基準等」は廃止	5 外来体制	▶ 幅広い医療機関での診療対応を目指します ・ 県のホームページに「 外来対応医療機関 」を掲載 ※県から必要な設備整備等を支援	8 宿泊療養施設	▶ 宿泊療養施設の運用を終了します
2 外出自粛	▶ 法律に基づく外出自粛要請がなくなります ・ 発症後5日間は外出を控えることを推奨 ※発症後10日間はマスクの着用も推奨 ※保健所による健康観察も終了	6 公費支援	▶ 治療費が自己負担になります (一部を除く) (外来) 新型コロナウイルスの治療薬を除き、公費支援を終了 (入院) 高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円*を減額 *1年間の利用による定額	9 療養者支援	▶ パルスオキシメーターの貸与を終了します ※貸与支援は3月末で終了済み
3 患者の特定	▶ 患者の特定 (届出・登録) がなくなります ・ 「検査キット配布・陽性者登録センター」を廃止 ※医療機関から県への患者の発生届も廃止 ※濃厚接触者の特定も終了 (外出自粛要請も無し)	7 無料検査	▶ 無料検査事業 (薬局・医療機関) を終了します ・ 自分で抗原定性検査キットを購入して検査	10 療養期間通知書	▶ 療養期間通知書の発行を終了します (5/1958887) ・ 必要時は、医療機関等で発行された検査結果がわかる書類で代替
4 全数把握・公表	▶ 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります ・ 定点医療機関からの報告により感染動向を把握 ※感染状況の公表は1週間以上隔ちります			相談窓口 ▶ 「 受診・相談センター 」等は継続します ・ 非登時や休日の相談窓口は継続	

■ 「5類感染症」への移行で変わること (印刷用・PDF)

- ・ 県から一律に感染防止対策を求めません (※詳しくは次項参照)
- ・ 法律に基づく外出自粛要請がなくなります
- ・ 患者の特定 (届出・登録) がなくなります
- ・ 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります
- ・ 幅広い医療機関での診療対応を目指します
- ・ 治療費が自己負担になります (一部を除く)
- ・ 無料検査事業を終了します
- ・ 宿泊療養施設の運用を終了します
- ・ パルスオキシメーターの貸与を終了します
- ・ 療養期間通知書の発行を終了します

■ 「5類感染症」への移行後も継続すること

- ・ 「外来対応医療機関」を県が指定し、発症時に安心して受診できる体制を維持します
- ・ 治療費のうち、「高額なコロナ治療薬の費用」及び「入院医療費の一部」に対しては公費支援を継続します
- ・ 「受診・相談センター」などの相談窓口は継続します

「5類感染症」への位置づけ変更後の感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への位置づけ変更後も、基本的な感染防止対策が効果的であることに変わりはありませんが、**今後は、県から一律に対応を求めることはなくなります。**

県民の皆様がそれぞれ、**その場の状況等に応じて自主的に必要性を判断し、主体的に実施**していただくことになります。

(「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」は廃止となります。)

基本的な感染防止対策	考え方
マスクの着用	個人の判断に委ねられますが、基本的な感染防止対策として有効です。 なお、以下の場合においては、マスク着用を推奨します。 ・医療機関を受診する場合 ・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する場合 ・医療機関や高齢者施設等の従業員の勤務中 ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス等に乗る場合（概ね全員の着席が可能な特急列車、高速バス、貸し切りバス等を除く） 高齢者等や基礎疾患をお持ちの方等、重症化リスクが高い方と会う場合は、感染を拡げないためマスク着用が有効ですので、検討をお願いします。
手洗い等の手指衛生	基本的な感染防止対策として有効です。
換気	基本的な感染防止対策として有効です。
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効です。 また、避けられない場合は、マスクの着用が有効です。

■ 対策を実施するかどうかの判断にあたっては、次の観点も考慮して検討してください。

<対策実施の判断にあたって考慮する観点>

- ・ 場面に応じた対策の有効性
- ・ 実施の手間やコスト等をふまえた費用対効果
- ・ 人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- ・ 他の感染症対策との重複、代替可能性 など

【参考】厚生労働省 事務連絡（新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（令和5年3月31日））

(事業者の皆様へ)

事業者の皆様において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためにこれまで実施いただいていた対策についても、**今後は、県から一律に対応を求めることはなくなります。**

対策の効果（下記参照）や、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等をふまえた費用対効果、換気など他の感染防止対策との重複・代替可能性などを勘案して、**事業者各自で自主的に必要性を判断し、主体的に実施**していただくこととなります。

対策（例）	対策の効果など
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性がある
消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果がある
アクリル板、パーティション等の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要

■ 業種別ガイドラインについて

感染症法上の位置づけの変更に伴い、**業種別ガイドラインは廃止されます**が、業界や事業者が各自で必要と判断して、今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは差し支えありません。

(医療機関の皆様へ)

令和5年5月8日以降の入院調整について、4月21日・24日に開催しましたweb説明会の動画は、以下からご確認いただけます。

web説明会の動画は[こちら](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 感染症対策課

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-2352 ファクス番号：059-224-2344 メールアドレス：

kansenta@pref.mie.lg.jp

- 1 感染防止対策**

 - ▶ 県から一律に感染防止対策を求めません
 - ・ 個人の判断による自主的な対策の実施
 - ※「三重県指針」や「イベントの開催基準等」は廃止
- 2 外出自粛**

 - ▶ 法律に基づく外出自粛要請がなくなります
 - ・ 発症後5日間は外出を控えることを推奨
 - ※発症後10日間はマスクの着用を推奨
 - ※保健所による健康観察も終了
- 3 患者の特定**

 - ▶ 患者の特定（届出・登録）がなくなります
 - ・ 「検査キット配布・陽性者登録センター」を廃止
 - ※医療機関から県への患者の発生届も廃止
 - ※濃厚接触者の特定も終了（外出自粛要請も無し）
- 4 全数把握・公表**

 - ▶ 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります
 - ・ 定点医療機関からの報告により感染動向を把握
 - ※感染状況の公表は1週間に1回となります
- 5 外来体制**

 - ▶ 幅広い医療機関での診療対応を目指します
 - ・ 県のホームページに「外来対応医療機関」を掲載
 - ※県から必要な設備整備等を支援
- 6 公費支援**

 - ▶ 治療費が自己負担になります（一部を除く）
 - （外来）新型コロナの治療薬を除き、公費支援を終了
 - （入院）高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円*を減額
 - （*）年齢や所得によって変動
- 7 無料検査**

 - ▶ 無料検査事業（薬局・医療機関）を終了します
 - ・ 自分で抗原定性検査キットを購入して検査
- 8 宿泊療養施設**

 - ▶ 宿泊療養施設の運用を終了します
- 9 療養者支援**

 - ▶ パルスオキシメーターの貸与を終了します
 - ※食料支援は3月末で終了済み
- 10 療養期間通知書**

 - ▶ 療養期間通知書の発行を終了します（5/19受付終了）
 - ・ 必要時は、医療機関等で発行された検査結果がわかる書類等で代替

相談窓口

➡ 「受診・相談センター」等は継続します

- ・ 発症時や体調急変時の相談窓口は継続